

◎新潟県告示第539号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定試験機関
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の名称
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 3 変更する年月日
平成25年4月1日